

# 競争入札心得（各種業務）

## （総則）

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるものほかこの心得を承知してください。

## （入札保証金等）

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）でん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

## （入札）

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「（委託業務名）入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

## （公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## （代理）

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

## （入札書の書き換え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

## （無効入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなつたものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

## （開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせます。

## （再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

す。

#### (落札者の決定)

- 第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に係るない職員にくじを引かせます。

#### (最低価格の入札者を落札者としない場合)

- 第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。
- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

#### (入札保証金等の返還)

- 第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約終結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。
- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

#### (契約の締結)

- 第13条 落札者が当該契約を終結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。
- (1) 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
- (2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

#### (北海道議会の議決事件)

- 第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札社を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。
- 2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

#### (落札者と契約の締結を行わない場合)

- 第15条 落札者が暴力團関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。
- 2 契約書の作成を要する契約であつて、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できることにより生じる損害の賠償を請求することができません。

#### (入札保証金等の帰属)

- 第16条 落札者が当該入札に係る契約を終結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。
- 2 落札者であつて入札保証金の納付を免除されたものが契約を終結しないときは、当該落札者の見積もつた契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

#### (契約保証金等)

- 第17条 契約を終結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

#### (入札保証金等の充当)

- 第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

#### (談合情報に対する対応)

- 第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徵取を行うこと又は入札の執行を取りやめることができます。
- 2 契約締結後に入札談合の事実があつたと認められたときは、契約を解除することができます。

**(入札の取りやめ等)**

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるとときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができます。

**(入札の辞退)**

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

**(不正行為に伴う損害賠償等)**

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

**(委託費内訳書の提出等)**

第23条 入札書提出時に委託費内訳書を封書の上、会社名等を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。

2 委託費内訳書には、委託費内訳書様式の項目に対する金額を記載しなければなりません。

3 入札参加者又はその代理人は、その提出した委託費内訳書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。

4 第7条各号に掲げるほか、委託費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委託費内訳書に係る入札は無効とします。

(1) 委託費内訳書の提出がない場合

(2) 委託費内訳書の記載金額（合計金額）その他当該委託費内訳書の要件が確認できない場合

(3) 委託費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

(4) 委託費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合

(5) 委託費内訳書に記名押印がない場合

(6) 入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が委託費内訳書を提出した場合

5 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。

# 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

(申請者)

所在地

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職・氏名

生年月日

	氏名	連絡先
本件責任者		
担当者		

令和7年度において、北海道（北海道警察本部）が発注する下記の入札に参加したく、関係書類を添えて制限付一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

業務名 交通安全施設関係資材実勢価格調査業務

(申請に必要な添付資料)

- 事業所の概要調査表（別記第1号様式）
- 配置予定技術者調書（別記第2号様式）
- 北海道建設部が発行する「資格決定通知書（令和7・8年度）」の表裏の写し

※ この申請書には、返信用封筒（定型）として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（460円）の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。

別記第1号様式

## 事業所の概要調査表

住 所

申請者

氏 名

事業所の概要			
項目	内容		
1 設立年月日	年 月 日		
2 資本金	千円		
3 従業員数 (道内従業員数)	人 (うち道内数 人)		
4 過去5年間(令和2年度以降)において、本契約と種類をほぼ同じくする契約実績を記載すること。(契約期間、金額、業務の内容がわかるものの写しを添付すること。)	契約名	契約の相手方	契約期間
5 道内における本店、支店又は営業所の所在地等	所在地 名称 電話番号		

別記第2号様式

## 配 置 予 定 技 術 者 調 書

住所

申請者

氏名

(氏名)	(生年月日) 年      月      日 (      歳)	
(住所 (市町村名))		
(勤務している営業所等の名称)	(雇用年月日) 年      月      日	
(資格名)	(資格取得年月日) 年      月      日	
※この欄は、資格を保有している場合は記載を要しない。 (今回発注業務と種類をほぼ同じくする業務に従事している期間)		
自 年      月      日	(      年      ヶ月)	
至 年      月      日		
(今回発注業務と種類をほぼ同じくする業務の経験)		
契 約 名	契 約 の 相 手 方	契 約 期 間

注 資格の保有を証明できるものの写しを添付すること。

回 番

入札書

令和 年 月 日

# 北海道警察本部長 様

住所

入札人

氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、  
下記の金額で入札いたします。

## 1 業務名 交通安全施設關係資材實勢彙格調查業務

## 2 入札金額

回 番

入札書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

## 住所

入札人

氏名

### 住所

代理人

氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、  
下記の金額で入札いたします。

## 1 業務名 交通安全施設関係資材実勢価格調査業務

## 2 入札金額

回 番

入札書

令和 年 月 日

# 北海道警察本部長 様

## 住所

入札人

氏名

## 住所

## 代理人

氏名

住所

復代理人

氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、  
下記の金額で入札いたします。

# 1 業務名 交通安全施設関係資材実勢価格調査業務

## 2 入札金額

# 委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住 所  
入札人  
氏 名 印

私は、下記業務の入札及び見積りに関すること並びに  
復代理人の選任に関することについて  
を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業務名 交通安全施設関係資材実勢価格調査業務

---

# 委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住 所  
入札人  
氏 名

住 所  
代理人  
氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関することについて

を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業務名 交通安全施設関係資材実勢価格調査業務

## 入札に当たっての注意事項

- 1 入札金額（消費税抜き金額）は算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は「金」を付すこと。

- 2 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目				
入札者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	株式会社
氏名	代表取締役 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>				

役職印は  
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目				
代理人					
氏名	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印

※ 代理人が入札する場合には、代理人の印のみ必要です。」

- 3 復代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目				
入札者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	株式会社
氏名	代表取締役 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>				

役職印は  
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目				
代理人	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	株式会社 札幌支店
氏名	札幌支店長 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>				

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目				
復代理人					
氏名	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印

代理人（支店  
長等）の役職  
印も不要です。

※ 復代理人が入札する場合には、復代理人の印のみ必要です。」

- 4 委任状の「委任者」等の表示も上記の例によること。

- 5 入札書は、契約名及び自己の名称若しくは商号を記載した封書に封入の上、提出（投函）していただきます。

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

(印)

## 委 託 費 内 訳 書

業務名 : 交通安全施設関係資材実勢価格調査業務

---

委託内訳

名 称	数 量	単 位	金 額 (円)	備 考
直 接 人 件 費	1	式	①	
直 接 経 費	1	式	②	
諸 経 費	1	式	③	
業 務 価 格			①+②+③	

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 住 所

氏 名

(印)

## 委 託 費 内 訳 書

業務名 : 交通安全施設関係資材実勢価格調査業務

---

委託内訳

名 称	数 量	単 位	金 額 (円)	備 考
直 接 人 件 費	1	式	①	
直 接 経 費	1	式	②	
諸 経 費	1	式	③	
業 務 価 格			①+②+③	

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 住 所

氏 名

復代理人 住 所

氏 名

(印)

### 委 託 費 内 訳 書

業務名 : 交通安全施設関係資材実勢価格調査業務

#### 委託内訳

名 称	数 量	単 位	金 額 (円)	備 考
直 接 人 件 費	1	式	①	
直 接 経 費	1	式	②	
諸 経 費	1	式	③	
業 務 価 格			①+②+③	

## 委託費内訳書作成にあたっての留意事項

入札談合の防止及び積算技術の向上を目的とし、入札時に委託費内訳書の提出を求める取扱いを行っています。

委託費内訳書の作成にあたっては次の事項に留意してください。

- 委託費内訳書の様式は、北海道警察ホームページの「施設課から入札などのご案内」の様式からダウンロードしてください。
- 参加する全ての入札の委託費内訳書を作成し、入札書と一緒に提出してください。  
※ 再度入札に係る委託費内訳書の作成は必要ありません。
- 表紙の記名押印方法は、入札書と同じです。  
※ 代理人が入札する場合の押印方法は、代理人の印鑑となります。
- 委託費内訳書に記載の項目を削除したり追加することは認めませんので、ご留意ください。  
※ 業務価格（＝入札書の入札金額）を必ず記入してください。
- 委託費内訳書は入札書と同様、封書の上、会社名等を表記して提出願います。
- 提出されない場合及び作成に不備がある場合は、入札が無効となるので、別添**競争入札心得(各種業務)第23条**を十分ご理解願います。
- 委託費内訳書の内容を確認する入札は、当日の全入札の中から1件以上をくじにより選定します。
- 不明な点等は、下記までお問い合わせください。

北海道警察施設契約係

電話 011-251-0110

内線 2301～2304

## 電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について

北海道警察では、令和6年4月以降、制限付一般競争入札等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、落札者（又は決定者）の「希望制」としており、落札者等の決定後、速やかに契約手続を行うため、**北海道警察本部**が発注する全ての工事及び委託業務につきましては、次のとおり入札書（又は見積書）の提出日に「契約に関する申出書」を提出していただくことになりますので、入札参加者及び見積書提出者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

記

### 1 「契約に関する申出書」の様式について

別紙1、別紙1-②及び別紙1-③のとおり

または北海道建設部建設政策局建設管理課のHPに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html>

参加する案件ごとに必要となりますので、印字若しくはダウンロードの上、発注機関や開札日別に整理、保管されるようお願いします。

### 2 申出書の提出時期及び提出方法について

	電子入札システム	紙入札 (電子入札案件への紙参加の場合を含む)
提出時期	入札金額（又は見積金額）の送信時	入札書（又は見積書）提出時 (=開札日)
提出方法	電子入札システムの「電子契約用資料」 に「契約に関する申出書」を添付	「契約に関する申出書」へ必要事項を記載 し開札日に持参し、落札者等となった場合 に担当者に提出

### 3 留意事項

- (1) 電子入札システムの画面上の「電子契約用資料」から「契約に関する申出書」の添付が可能です。
- (2) 「契約に関する申出書」の添付がない場合や添付場所が相違している場合でも、入札書（又は見積書）が無効になることはありませんが、速やかに契約方法を確認し、契約手続を行う必要があることから添付漏れ等がないよう、入札金額等の送信前に、今一度御確認をお願いします。
- (3) 工事の落札者等が提出した「契約に関する申出書」において、電子契約を希望した場合、電子契約を承諾したものとみなす取扱となります。

「契約に関する申出書」の提出について、不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせ先 〒060-8520

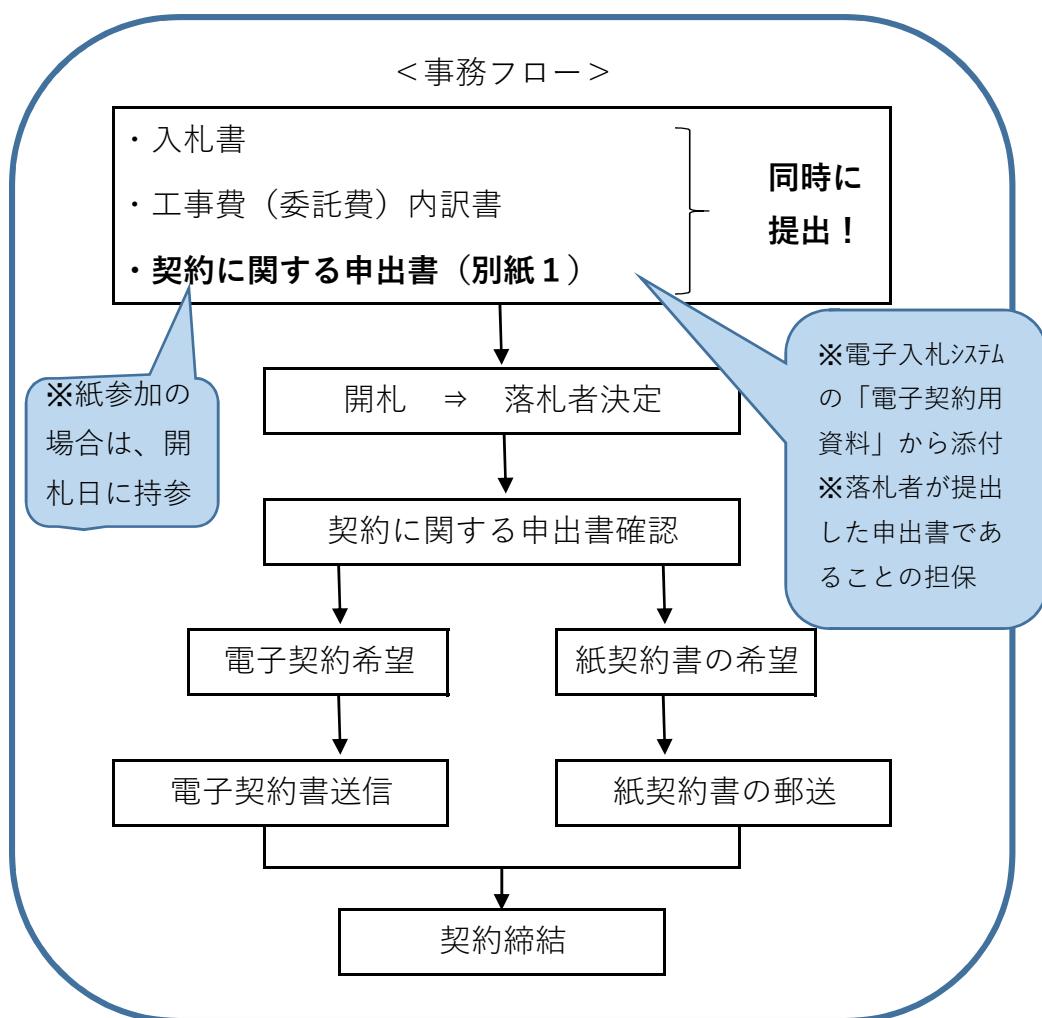
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課契約係  
電話 011-251-0110 (内線2302~2305)

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について  
【令和6年4月1日以降】

(北海道警察本部総務部施設課)

北海道警察では、令和6年4月以降に入札公告及び見積案内等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、事業者の「希望制」としており、落札者の決定後、速やかに契約手続を行うため、北海道警察総務部施設課が発注する全ての工事及び委託業務につきましては次のとおり**入札書等と同時に「契約に関する申出書」を提出していただくことになります**ので、入札参加者の皆様の御理解と御協力をお願いします。



※ 変更契約から「紙契約」を希望される場合は、当課契約係へお問い合わせください。

## 契約に関する申出書

令和　年　月　日

北海道警察本部長様

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号) 業務名	( )		
契約方法等の申出  (締結権限者)	<input type="checkbox"/> 紙での契約を希望します。 <input type="checkbox"/> 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。 氏名 [ ] アドレス [ ]		
(契約担当者)	氏名 [ ] アドレス [ ]		
連絡先 担当者	(所属) (職・氏名) (電話番号)	[ ] . [ ] - [ ] -	[ ]

## (留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。

## 契約に関する申出書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名  
代理人 住所  
氏名

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号) 業務名	( )		
契約方法等の申出	<input type="checkbox"/> 紙での契約を希望します。 <input type="checkbox"/> 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。		
(締結権限者)	氏名	アド レス	
(契約担当者)	氏名	アド レス	
連絡先	担当者	(所属) (職・氏名) (電話番号)	・ — —

## (留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。

## 委託契約書

1 委託業務の名称 交通安全施設関係資材実勢価格調査業務

2 委託期間 令和 8 年 1 月 30 日から  
令和 8 年 3 月 30 日まで

3 業務委託料金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

4 契約保証金 円

上記の委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和 年 月 日)

委託者 北海道  
北海道警察本部長  
友井昌宏

受託者 住所

氏名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙調査業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委任者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

（業務工程表の提出）

- 第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務工程表を提出するものとする。

（業務担当員）

- 第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者）

- 第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者の変更請求等）

第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し通知するものとし、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第9条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

(調査等)

第10条 委託者は、委託業務の処理状況について、隨時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第10条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(完了検査等)

第11条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 成果品の引渡しは、第2項による委託者の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 受託者は、成果品の引渡しが完了したときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払うものとする。

3 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(前金払)

第13条 受託者は、業務委託料の額の10分の3に相当する額の範囲内で業務委託料の前金払を請求することができる。

2 委託者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。

3 委託業務の内容の変更その他の理由により著しく業務委託料を増額した場合において、受託者は、その増額後の業務委託料の額の10分の3に相当する額から前金払を控除して得た額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 委託業務の内容の変更その他の理由により業務委託料を減額した場合において、前払金額が減額後の業務委託料の額の10分の4に相当する額を超えるときは、受託者は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定めるものとする。

5 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を受託者に請求することができる。

#### (前払金の使用)

第14条 受託者は、前条の規定により支払を受けた前払金を委託業務の処理に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

#### (契約不適合責任)

第15条 委託者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (履行遅滞)

第16条 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、委託期間の業務満了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、

業務委託料の額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

- 3 委託者は、その責めに帰すべき理由により第12条第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 4 委託者が、その責めに帰すべき理由により第11条第2項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第12条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

（秘密の保持）

第17条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（委託者の任意解除権）

第18条 委託者は、委託業務が完了するまでの間は、次条から第21条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（委託者の催告による解除権）

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 委託期間内に委託業務の処理が完了しないとき又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第23条又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用等をしていると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第21条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第28条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徵取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第22条 第19条各号又は第20条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第19条又は第20条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第23条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第24条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは30日）を超えたとき。ただし、中止が委

託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第26条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

2 第18条第1項、第23条又は第24条の規定による契約の解除があった場合において、第13条の規定に基づく前払金があるときは、第18条第2項又は第30条の規定に基づき賠償すべき額と前払金額とを差引精算するものとし、前払金に残額があるときは、受託者は、その残額を委託者の指定する期限までに返還しなければならない。

3 第19条、第20条、第21条又は次条第2項の規定による契約の解除があった場合において、第13条の規定に基づく前払金があるときは、受託者は、前払金に利息を付して委託者の指定する期限までに返還しなければならない。この場合において、利息の額は、当該前払金について、その支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

(委託者の損害賠償請求等)

第27条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 削除

第28条 受託者は、この契約に関して、第21条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

第29条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第30条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第31条 委託者は、引き渡された成果品に関し、第11条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品の契約不適合が要領の記載内容又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限

りでない。

(相殺)

第32条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(電子メールを利用する方法)

第33条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことできる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約に定めのない事項)

第34条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。